

町並み保存制度の経過

- 平成8年3月 文化庁調査官町並み視察
- 平成9年7月 伝統的建造物群保存地区保存対策調査開始
- 平成10年5月 「肥前浜宿伝統的建造物群保存シンポジウム」開催
- 平成11年3月 「肥前浜宿-鹿島市浜宿伝統的建造物群保存対策調査報告書」刊行
- 平成14年12月 「鹿島市肥前浜宿歴史のなまちなみ活性化マスタープラン」策定
- 平成15年1月 肥前浜宿「継場」開館
- 平成15年12月 「鹿島市歴史的景観条例」制定
- 平成16年2月 「街なみ環境整備事業」開始
- 平成17年9月 「肥前浜宿まちづくり協議会」開催
- 平成18年7月 重要伝統的建造物群保存地区選定の官報告示
- 平成19年2月 「旧栗田家住宅」完工式
- 平成22年12月 「鹿島市伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例」及び「鹿島市伝統的建造物群保存地区における建築基準法の防火上の制限に関する条例」の制定
- 平成23年11月 「重要伝統的建造物群保存地区選定5周年記念シンポジウム」開催
- 平成24年7月 「肥前浜宿まちづくり協議会まちなみ活用委員会」発足
- 平成26年11月 「第37回全国町並みゼミ鹿島・嬉野大会」開催
- 平成27年3月 「肥前浜宿まちづくり憲章」策定



肥前浜宿全体図

はま なか まち はち ほん ぎ しゆく
浜中町八本木宿
 伝統的建造物群保存地区

所在地 佐賀県鹿島市浜町、古枝の各一部
 面積 約6.7ha
 条例制定 平成15年12月26日(鹿島市歴史的景観条例)
 選定日 平成18年7月5日
 選定基準 (一)伝統的建造物群が全体として意匠的に優秀なもの
 種別 醸造町

はま しょう づ まち はま かな や まち
浜庄津町浜金屋町
 伝統的建造物群保存地区

所在地 佐賀県鹿島市浜町の一部
 面積 約2.0ha
 条例制定 平成15年12月26日(鹿島市歴史的景観条例)
 選定日 平成18年7月5日
 選定基準 (二)伝統的建造物群及び地割が旧態を保持しているもの
 種別 港町・在郷町

浜中町八本木宿地区は、江戸時代に長崎街道の脇街道である多良海道の宿場町として栄えた。また、浜川の良質な水と佐賀平野の米に恵まれ、酒造りが代表的な産業になった。現在も全国に銘酒を送り出す酒蔵がいくつも残る。旧多良海道は通称「酒蔵通り」と呼ばれ、醸造町として初めての重伝建選定を受けた。通りには、白壁土蔵造、洋風建築など、様々な建築様式の町家が建ち並んでいる。

浜庄津町浜金屋町地区は、茅葺屋根の町家が建ち並ぶ景観が国内でも貴重であるとして、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された。かつては、木造住宅密集地として準防火地域に指定されており、建築基準法緩和条例の制定や防災設備の設置など、茅葺屋根を蘇らせるために官民一体で取り組んだ。浜庄津町は商人や船乗りが住む港町、浜金屋町は鍛冶屋や大工などが住む職人町として栄えた。

伝統的建造物保存地区		街なみ環境整備事業地区	
 	浜中町八本木宿地区	 	駅前通り地区
 	浜庄津町浜金屋町地区	 	酒蔵通り地区
 	特定物件	 	庄金・南舟津地区
 	長崎街道・多良海道		

伝統的建造物や環境物件(樹木など)のうち、その所有者が将来にわたって保存していくことに同意したものを、市町村が特定物件に指定する。「特定物件」「保存物件」ともい、鹿島市では概ね昭和前期以前(戦前)のものを特定物件の対象としている。

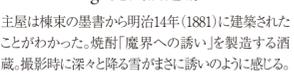
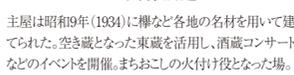
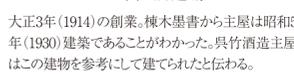
肥前浜宿 重要伝統的建造物群保存地区



源流独自の歴史と生活文化にあふれた
 活カのある町の実現
 一、古き時代から住民が親しんできた浜川、有明海と大川に「いこまよう」
 ニ、かつて賑わいをみせた酒蔵通りと象徴する白壁土蔵と、活用しているまよう
 三、湯所に連続し、残る茅葺町家と守るため、防災に努めるまよう
 肥前浜宿まちづくり憲章
 肥前源流の地域に根差した祭り、酒、魚介類などの食文化と大川に「後世に引き継ぎたいまよう」
 肥前源流まちづくり協議会



アクセス・お問い合わせ
 特定非営利活動法人肥前浜宿水とまちなみの会
 所在地: 佐賀県鹿島市浜町933番地(JR肥前浜駅内)
 電話: 0954(69)8004 FAX: 0954(69)8022 メール: npohama@po.asunet.ne.jp
 鹿島市建設環境部都市建設課
 所在地: 佐賀県鹿島市大字納富分2643番地1
 電話: 0954(63)3415 FAX: 0954(63)2313 メール: toshi@city.saga-kashima.lg.jp

 <p>a. 継場(つぎば) 江戸時代、宿場における人馬の継ぎ立て場だった。馬をつなぐ鉄の輪や帳場が残る。江戸後期頃の建築と伝わり、明治時代になり呉服問屋となった。</p>	 <p>b. 八宿公民館 昭和12年(1937)に建てられた洋風建築。藤津郡で2番目に古い郵便局跡。玄関ポーチの天井に隠れた桜のレリーフが印象的な可愛らしい建物。</p>	 <p>c. 旧栗田家住宅 19世紀初期の建築と推定され、鹿島藩士最所家の住まいで、くど造り民家。兵農未分離が特徴であった在郷武士の生活状況をよく伝えている。市指定文化財。</p>
 <p>d. 山口醤油醸造場 酒蔵通りに多く見られる居蔵造町家の中でも、古いものの一つ。軒先の反り壁と海鼠壁に特徴がある建物。今でも当地で醸造しており、醤油のよい香りが漂う。</p>	 <p>e. 飯盛酒造 煉瓦造の趣室に沿って水路が流れる。浜宿は、浜川を流れる多良岳山系の良質な伏流水により、酒蔵が集積する町となった。高さ9mの煉瓦造の煙突も残る。</p>	 <p>f. 中島酒造場 慶安3年(1650)の創業で、藤津地区では草分けの酒蔵。主屋は棟札により明治18年(1885)に建築されたことが明らかとなった。離座敷は天保7年(1836)建築。</p>
 <p>g. 光武酒造場 主屋は棟東の墨書から明治14年(1881)に建築されたことがわかった。焼酎「魔界への誘い」を製造する酒蔵。撮影時に深く降り積る雪がまじり誘いのように感じる。</p>	 <p>h. 呉竹酒造 主屋は昭和9年(1934)に柳など各地の名材を用いて建てられた。空き蔵となった東蔵を活用し、酒蔵コンサートなどのイベントを開催。まちおこしの火付け役となった場。</p>	 <p>i. 峰松酒造場 大正3年(1914)の創業。棟木墨書から主屋は昭和5年(1930)建築であることがわかった。呉竹酒造主屋はこの建物を参考にして建てられたと伝わる。</p>

 <p>d. 山口醤油醸造場 酒蔵通りに多く見られる居蔵造町家の中でも、古いものの一つ。軒先の反り壁と海鼠壁に特徴がある建物。今でも当地で醸造しており、醤油のよい香りが漂う。</p>	 <p>e. 飯盛酒造 煉瓦造の趣室に沿って水路が流れる。浜宿は、浜川を流れる多良岳山系の良質な伏流水により、酒蔵が集積する町となった。高さ9mの煉瓦造の煙突も残る。</p>	 <p>f. 中島酒造場 慶安3年(1650)の創業で、藤津地区では草分けの酒蔵。主屋は棟札により明治18年(1885)に建築されたことが明らかとなった。離座敷は天保7年(1836)建築。</p>
 <p>j. 南舟津の町並み 茅葺町家が建ち並ぶ景観。街道側(手前)から旧池田家、旧中島家、旧中村家。密集した町場にこれほど茅葺屋根が残存するのは、全国でも非常に珍しい。</p>	 <p>k. 旧橋本家 元菓子屋であった旧橋本家と、隣には旧岡井家の茅葺町家が建ち並ぶ。表構えは、跳ね上げの大戸と摺り上げ戸。土間による外部と室内の連続性が見事な空間。</p>	 <p>l. 庄金(しょうきん)の町並み トタンに覆われた茅葺屋根の町家が残る通り。将来、このトタンが外され、茅葺屋根が連なる美しい町並みが蘇ることを願ってやまない。</p>



重要伝統的建造物群保存地区について

昭和50年の文化財保護法の改正によって伝統的建造物群保存地区の制度が発足し、城下町、宿場町、門前町など全国各地に残る歴史的な集落・町並みの保存が図られるようになりました。市町村は、伝統的建造物群保存地区を決定し、地区内の保存事業を計画的に進めるため、保存条例に基づき保存計画を定めます。国は市町村からの申出を受けて、我が国にとって価値が高いと判断したものを重要伝統的建造物群保存地区に選定します。〔文化庁ホームページより〕

浜中町八本木宿
伝統的建造物群保存地区

町並みの固有性

歴史的固有性

- 肥前浜宿は大村氏の居館や松岡神社を核とした町場と港町の庄津を核とした町場を母胎として成立した中世起源の都市と考えられる。
- 近世初頭の街道整備に伴って宿駅機能が付加され、武士も居住した特異な在方町として栄え、鹿島藩の都市機能を担った近世都市として重要な役割を果たした。
- 明治期以降も、長崎や佐世保を市場とした酒造業と水産加工業を支えられ、経済的に自立した近代都市として発展を遂げた。

空間的固有性

- 鹿島から太良へ向かう多良海道筋に沿って形成された肥前浜宿の町並みは、浜川と並行して延びる浜中町八本木宿地区の町並みと、浜川と交わって延びる浜庄津町浜金屋町の町並みが、浜大橋を結節点として結ばれ、浜川をはさんで相異なる構成を示す。
- 緩やかに曲折する道路、奥行きが揃わない多様な宅地割、町並みの随所に埋め込まれた巨大な酒蔵空間の存在など、自律的に形成された町並み固有の空間を残す。
- 道路拡幅などの近代的改造を施されなかった町並みには、街路と水路と町家が織り成すヒューマン・スケールの原型的な町並み空間が残される。

景観的固有性

- 浜宿の町並みは、浜川の北側、浜中町八本木宿地区に耐火性に優れた土蔵造の伝統的町家建築が連続して残され、浜川の南側、浜庄津町浜金屋町地区には、茅葺の伝統的町家建築が連続して残され、浜川をはさんで対照的な景観構成を示す。
- これらを取り巻いて酒蔵・土蔵・座蔵・局などの多様な類型の伝統的建築が残り、町並み景観に奥深さと厚みを与えている。
- これら町家建築は近代的改造が施されず、内部・外部ともに原型を良く残し、オーセンティシティに優れる。

〔肥前浜宿 鹿島市浜宿伝統的建造物群保存対策調査報告書〕(平成11年)より



〔鹿島市重要文化財明治九年地租改正地引絵図〕(鹿島市所蔵)の合成図

居蔵造町家 浜中町八本木宿の代表的な建築様式



軒回り・破風の塗り込め ※中写真
居蔵造や土蔵造は、軒裏や破風を白漆喰仕上げの大壁で塗り込める。反り壁の曲線は左官職人の腕の見せどころ。



海鼠壁(なまこかべ)
外壁からせり出している正面庇の楯は、持送りで支えられている。玄間の見せどころで絵様が彫り込まれている。

複列型

大型の町家になると、通り土間に沿って部屋が複数並び複列型となる。複列型は上手側にミセ、ブツ、ザシキ、下手側にチャノマ、ダイロロが並ぶのが基本的な形式。

鉄扉

居蔵造の1階窓は、単窓式水切庇付もしくは連窓式戸袋付であり、単窓である場合は鉄扉がよく用いられる。鉄扉は銅板製がほとんど。

1階庇 ※左写真
居蔵造や土蔵造の1階庇を白漆喰で塗り込める場合、垂木の門内に応じて、波形や角型に塗り込めることがある。

持送り ※右写真
数多くないが瓦を漆喰で固めた海鼠壁もみられる。1階の補壁や、1階下屋庇上部に用いられている。



通り土間
町家の建築様式に関係なく、全ての町家に表通りから家の裏まで続く通り土間がある。昔の土間は石灰に水や苦汁を加えた三和土(たたき)で仕上げられていた。

茅葺町家 浜庄津町浜金屋町の代表的な建築様式

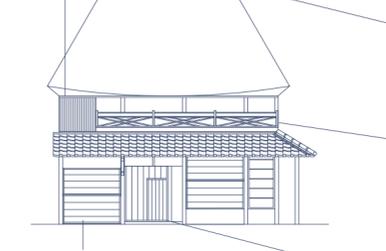


戸袋 ※左写真
雨戸の戸袋は、縦羽目板張りかほとんどであるが、銅板張りや白漆喰で塗り込めたものもある。

摺り上げ戸 ※右写真
正面の出入口以外の建具は、摺り上げ戸を落とし込む形式で、全ての戸を開けると内と外の空間が見事につながる。

単列型

通り土間に沿って部屋が1列になる単列型は、表側からミセ、チャノマ、ザシキと並ぶ。ミセは商品の販売や仕事場といった部屋で、畳敷の他、敷敷ともある。



雁振瓦(かんぶりかむら) ※中写真
茅葺屋根の棟は、雁振瓦と呼ばれる瓦を敷き並べ、竹串で固定する。現在は、雁振瓦を製造できる大きな窯がなく、新たに製造することは非常に困難である。

手摺

2階が居住空間として利用されるようになると、採光のための連窓や柱間に手摺が設けられた。時代性を反映した様々なデザインがある。

通り土間
町家の建築様式に関係なく、全ての町家に表通りから家の裏まで続く通り土間がある。昔の土間は石灰に水や苦汁を加えた三和土(たたき)で仕上げられていた。



重要伝統的建造物群保存地区保存事業

重伝建地区の保存のために、建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の管理・修理、修景又は復旧を行う事業。保存修理事業、防災施設等事業、買上げ事業などがある。

防災施設等事業(文化庁)

保存地区の歴史的風致の維持及び形成を支える、総合的かつ合理的な町並み防災を推進するための事業を実施。平成18年策定の防災計画、及び平成23年策定の防災実施計画に基づき、防災施設等の整備を行っている。

代表的な事業

- 町並みの景観に配慮した「まちなみ消火栓」の設置(初期消火用、1人で操作可能な易操作性1号消火栓)
- 茅葺屋根を類焼・延焼から守る散水設備や2号消火栓の設置(茅葺屋根の形状に合わせた鹿島独自のスプリンクラー)



街なみ環境整備事業(国交省)

街なみ環境整備事業は国土交通省所管の事業で、歴史的町並みの特性を活かしたまちづくり支援に適している。肥前浜宿では、伝統的建造物群保存地区を補完し、エリアの住環境向上及び観光施設等整備を目的に導入し、平成13年度より着手。

代表的な事業

- 防犯灯設置
- 住宅等修景
- まちなみトイレ
- 電柱移設(景観に配慮し、通風の裏側に移設)
- 防災公園整備・駐車場の整備
- 道路美化(景観に配慮したアスファルトに変更)



保存修理事業(文化庁)

重伝建地区内で修理基準や修景基準に基づいて建築物等の工事をする場合、市が定める対象と割合に応じて一定の補助を行う。修理事業の対象となるのは、地区内の伝統的建造物のうち、所有者が将来にわたり保存していくことに同意した特定物件のみである。修景事業は、周囲の伝統的建造物に調和することを定めた修景基準を満たせば、全ての物件が対象となる。

代表的な事業

- 主屋・付属屋等の修理・修景
- 工作物(塀・門・石積等)の修理・修景
- 環境物件(樹木等)の修理



公開活用事業(文化庁)

伝統的建造物群の公開活用を促進するため、保存活用計画の策定と便益設備整備や安全性確保対策等の取組を支援し、文化財建造物等を活用した魅力あるまちづくりを推進するものである。保存活用計画の策定、建造物の公開活用に関する外観の修理修景、敷地内整備及び設備整備、公開活用の安全性確保に必要な耐震対策に対し、補助を行う。

買上事業(文化庁)

重要伝統的建造物群保存地区の保存を推進するために必要な伝統的建造物等の土地及び建築物で、特に買上げが必要なものに関し補助を行う。ただし、市が買上げる場合に限る。



修理前と修理後の様子上から、旧赤田家住宅、光武酒造別荘、山口醤油酒造醸場、八宿公民館